

船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、在宅の医療的ケア児に対し、公的医療保険の給付の対象とならない医療的ケア及び療養上の世話を、市と協定を締結した指定訪問看護事業者に行わせることで、医療的ケア児の家族の休息時間を確保し、もって医療的ケア児の健やかな成長を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「医療的ケア」及び「医療的ケア児」とは、法第2条第1項及び第2項に定めるところによる。

2 この要綱において、「家族」とは、医療的ケア児の保護者で、現に同居して当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている者をいう。

3 この要綱において、「訪問看護指示書」とは、（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書をいう。）

4 この要綱において、「訪問看護」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護をいう。

5 この要綱において、「指定訪問看護事業者」とは、健康保険法第89条第1項の規定により指定を受けた指定訪問看護事業者をいう。

6 この要綱において、「利用児童」とは、市長が行った利用登録決定に係る医療的ケア児をいう。

（対象者）

第3条 サービス（次条に定めるサービスをいう。）の提供を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に定める要件の全てに該当する医療的ケア児の家族とする。

- (1) 船橋市内に住所を有すること。
- (2) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 在宅で家族による看護及び介護を受けて生活していること。
- (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- (5) 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

（事業内容）

第4条 市とこの要綱に基づく事業（以下「本事業」という。）に係る協定を締結した指定訪問看護事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、協定に定めるところにより、同法第88条第1項に規定する訪問看護療養費の適用を超える自宅における訪問看護又は訪問看護療養費の適用外となる自宅以外の場所における訪問看護（以下「サービス」という。）を提供するものとする。ただし、協定締結事業者が、サー

ビスを提供できないと判断する合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(利用時間等)

第5条 サービスの年間の利用時間は、利用児童一人につき、1年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）あたり48時間を限度とする。

2 サービスの利用回数は、1日に1回を限度とし、1回の利用時間は1時間以上とする。

(利用者負担額)

第6条 協定締結事業者からサービスを受けた利用児童の家族（以下「利用家族」という。）は、利用時間1時間につき、別表1で定める利用者負担額を協定締結事業者に支払うものとする。

2 交通費等のサービス提供に伴い発生する訪問看護療養費の対象とならない費用又はキャンセル料等については、この要綱の定めにかかわらず、利用家族と協定締結事業者との定めによるものとする。

(利用登録申請)

第7条 サービスの提供を受けようとする家族（以下「申請者」という。）は、利用しようとする協定締結事業者を経由して、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業利用登録（変更・更新）申請書（第1号様式。以下「利用登録申請書」という。）に、訪問看護指示書の写しを添付して市長に申請しなければならない。

(利用登録決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは本事業の利用登録の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業利用登録決定（却下）通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、協定締結事業者を経由して申請者に通知するものとする。

3 利用登録の有効期間は、第1項の規定により利用登録の決定（以下「利用登録決定」という。）を行った日以後の最初の7月31日までとする。ただし、利用児童が、当該利用登録決定日が属する年度内に18歳に到達する場合は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(利用登録決定の更新)

第9条 利用家族は、前条第3項の有効期間の終了後も、引き続きサービスの提供を受けようとするときは、改めて第7条に定める利用登録申請を行わなければならない。

(変更申請)

第10条 利用児童の氏名、住所その他利用登録決定の内容に変更が生じた場合は、

利用家族は、協定締結事業者を經由して、利用登録申請書に変更事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請により利用者負担額の変更が生じた場合の変更後の利用者負担額は、当該変更申請があった日が属する月の翌月（当該変更申請があった日が月の初日である場合は、当該月）から適用する。
- 3 第1項の規定による申請があった場合の手続きについては、第8条の規定を準用する。

（利用登録決定の取消）

第11条 市長は、利用家族が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利用登録決定を受けたとき。
 - (2) 利用児童が死亡、転出若しくはその他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業利用登録決定取消通知書（第3号様式）により協定締結事業者を經由して利用家族に対して通知するものとする。

（協定締結事業者の登録等）

第12条 協定締結事業者になろうとする者は、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業事業者登録申請書（第4号様式）を、指定訪問看護事業者ごとに、市長に提出し登録の決定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、登録の可否を決定し、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業事業者登録決定（却下）通知書（第5号様式）により、その旨を登録申請をした指定訪問看護事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、登録決定を受けた指定訪問看護事業者は、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業協定書（第6号様式）を標準として、市と協定を締結しなければならない。
- 4 協定締結事業者は、登録申請の内容に変更が生じた場合は、その内容について船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業事業者登録変更届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定締結事業者に係る登録決定の取消を行うことができる。
 - (1) 協定締結事業者が不正に第14条に規定するサービス給付費の請求を行ったとき。
 - (2) 協定締結事業者が健康保険法第95条による指定訪問看護事業者の指定の取消しを受けたとき。
 - (3) 協定締結事業者がこの要綱又は市長が業務に関し行う指示その他関係法令等に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (4) 協定締結事業者がこの要綱又は市長が業務に関し行う指示その他関係法令等

に違反したとき。

- 6 市長は、前項の規定により登録の決定を取り消したときは、船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業事業者登録決定取消通知書（第8号様式）によりその旨及びその理由を当該取り消しを受けた協定締結事業者に通知するものとする。

（サービスの利用）

第13条 利用家族がサービスの提供を受けようとするときは、決定通知書をサービス提供を受けようとする協定締結事業者に提示し、協定締結事業者と船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業利用契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。

- 2 利用家族が公的医療保険による訪問看護に連続してサービス提供を受ける場合は、公的医療保険を優先するものとする。

（サービス給付費）

第14条 市は、利用家族が協定締結事業者からサービス提供を受けたときは、利用家族に代わり、サービス給付費を協定締結事業者に支払うものとする。

- 2 サービス給付費は、別表2で定める額とする。

（請求及び支払い）

第15条 協定締結事業者は、市からサービス給付費の支払いを受けようとする場合は、サービス提供の翌月15日までに船橋市医療的ケア児在宅レスパイト（家族の休息）事業サービス提供記録票（9-1号様式）及び実績報告書（第9-2号様式）に請求書（第10号様式）を添えて市長に請求しなければならない。

- 2 協定締結事業者は、利用家族（別表1の市民税所得割額課税世帯に該当する者に限る。）にサービスの提供を行った場合、利用家族と締結した契約に基づき、利用家族から第6条第1項に規定する利用者負担額を受領することとする。
- 3 市長は、第1項の請求があったときは、これを審査の上、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

（サービス給付費の返還）

第16条 市長は、協定締結事業者が虚偽その他の不正な手段によりサービス給付費の支払いを受けた場合は、当該事業者から既に支払ったサービス給付費の全部又は一部を返還させることとする。

- 2 市長は、利用家族が虚偽その他の不正な手段によりサービス給付費の支払いを受けた場合は、当該事業者から既に支払ったサービス給付費の全部又は一部を返還させることができる。

（協定締結事業者の遵守事項）

第17条 協定締結事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用家族の自宅等に従事者を派遣し、医師の指示に基づく訪問看護を適切に行うこと。
- (2) 利用家族に対してサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- (3) サービスの提供の際、事故等が発生した場合は、利用家族及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 業務上知り得た利用家族等の個人情報保護に十分に留意しなければならない。

(報告等)

第18条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、協定締結事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは協定締結事業者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(有効期間の特例措置)

- 2 第9条第3項の規定にかかわらず、有効期間の開始日が令和8年7月1日から令和8年7月31日までの有効期間の終期は令和9年7月31日までとする。

(準備行為)

- 3 市長は、本事業の実施に必要な事務にあつては、この要綱の施行前に行うことができる。

別表 1 (第 6 条関係)

区分	利用者負担額 (1 時間あたり)
生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯	0 円
市民税所得割課税世帯	300 円

別表 2 (第 14 条関係)

サービス給付費
<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>①生活保護世帯及び市民税所得割非課税世帯である場合 金額=A×10,000 円 (1 時間あたり単価)</p> <p>②市民税所得割課税世帯 金額=A×9,700 円 (1 時間あたり単価)</p> <p>備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>A サービス算定時間 協定締結事業者が利用児童を対象に、サービス提供を行う時間 (1 時間を超えたサービス提供については、①の場合は 30 分あたり 5,000 円、②の場合は 4,850 円とし、30 分に満たない場合は切り捨てて計算する。)</p> <p>ただし、利用児童 1 人につき、1 年度あたり 48 時間を上限とする。</p>